

平成27年4月14日

一般社団法人
日本透析医学会 殿

厚生労働省年金局
事業管理課給付事業室

障害年金の診断書の様式変更及び障害年金制度の周知依頼について

時下、貴会におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より障害年金をはじめ社会保険制度の運営に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害年金に係る障害の程度の認定につきましては、国民年金・厚生年金保険障害認定基準により行っているところですが、このたび、腎疾患による障害の障害認定基準の見直しに伴い、障害年金の診断書（腎疾患等による障害用）の様式を変更することといたしました。

また、排せつ機能の障害については、人工肛門を造設した場合等の障害認定を行う時期を見直しいたします。

つきましては、当該変更及び障害年金制度について別添の広報資料を作成しましたので、診断書を作成していただく貴会会員や医療機関の皆様に対して、ホームページや広報誌の掲載等により広く周知していただきますようお願い申し上げます。